

(介護予防) 訪問看護サービス提供に係る訪問看護契約書・重要事項説明書
ならびに個人情報使用同意書

愛媛県指定 第 3811410251 号



◆ （介護予防）訪問看護サービスの方針・目的

たんぽぽ俵津診療所は、ご利用者および家族の健康保持に努め、それぞれのご希望・生活のスタイルを尊重し、在宅療養のお手伝いをさせていただくよう心がけております。

また、主治医・地域のサービス機関との連携を図り、ご自宅での生活が少しでも快適なものとなるよう誠意ある対応で支援してまいります。

◆ 事業所の概要

- ◇ 名称 : たんぽぽ俵津診療所（愛媛県指定 第 3811410251 号）
- ◇ 所在地 : 西予市明浜町俵津 3 番耕地 2 2 8 番地
- ◇ 電 話 : 0 8 9 4 - 6 5 - 0 0 2 6
- ◇ F A X : 0 8 9 4 - 6 5 - 0 1 3 0
- ◇ 管理者 : 院長 濱崎 圭三

◆ 職員等の体制

従業員の職種	員数
管理者	1 名
看護師	2 名
准看護師	1 名
事務員	2 名

◆ 営業日時のご案内

- ◇ 営 業 日 : 月曜日から金曜日
- ◇ 休 日 : 日曜日・祝祭日および年末・年始（12月30日～1月3日）
- ◇ 営業時間 : 午前9時から午後5時まで

◆ 通常のサービスの実施地域

- ◇ 通常のサービスの実施地域は西予市と致します。
※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

◆ （介護予防）訪問看護サービスの内容

- ◇ 病状・全身状態の観察や健康管理
- ◇ 食事や排泄、清潔の保持などの日常生活のお世話
- ◇ 床ずれの予防や処置
- ◇ 経管栄養、膀胱留置カテーテル、在宅酸素などの医療機器の管理や医師の指示による処置の実施
- ◇ 療養生活における介護方法の指導や助言
- ◇ 住宅改修や福祉用具などについてのご相談
- ◇ ご自宅での看取りへの支援（ターミナルケア）

◆ ご利用上のお願い

- ◇ 保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。変更の生じた際は必ずお知らせいただくようお願いいたします。
- ◇ やむを得ず訪問予定の変更を希望される場合は、必ず前日までにお知らせください。

◆ 事故発生時の対応・損害賠償について

- ◇ 訪問看護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には速やかに市町村、家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。また、事故により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

◆ 苦情対応

- ◇ 提供した訪問看護サービスに苦情がある場合又は、サービスに関する苦情の申し立ておよび相談があった場合には迅速かつ誠実に対応いたします。
- ◇ また苦情対応の窓口責任者およびその連絡先を明らかにします。

◆ 苦情相談窓口

◎ たんばば俵津診療所

- ◇ 住 所 西予市明浜町俵津3番耕地228番地
 - ◇ 電 話 0894-65-0026
 - ◇ FAX 0894-65-0130
 - ◇ 理事長 永井 康德
- ☆ サービスについてのご相談やご不満等、どんなことでもご遠慮なくお申し付けください。

◎ 愛媛県国民健康保険団体連合会（介護福祉課 介護保険係）

- ◇ 電 話 （089）968-8700 受付時間（平日） 午前8時30分～午後5時00分

◎ 西予市 高齢福祉課 介護保険管理係

- ◇ 電 話 （0894）62-6406 受付時間（平日） 午前8時30分～午後5時15分

◎ 愛媛県福祉サービス運営適正化委員会（愛媛県社会福祉協議会）

- ◇ 電 話 （089）998-3477 受付時間（平日） 午前9時～12時
午後1時～午後4時30分

◆ サービス提供の記録等

- ◇ 提供した訪問看護サービスの諸記録を整備し、契約終了後5年間は適正に保存し、また利用者の求めに応じて閲覧に応じ、同時に実費負担によりその写しを交付します。

◆ 秘密保持

- ◇ 訪問看護サービスを提供する上で知りえた、利用者およびその家族に関する秘密および個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中および契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
ただし、あらかじめ利用者及び家族の同意を得た場合は、前述の場合にかかわらず、一定の条件の下で情報提供ができるものとします。

◆ 個人情報の保護ならびに使用について

◇ 個人情報の保護

- ・個人情報の取扱いについて適切且つ安全に行われるよう、個人情報保護法の趣旨に沿い、同法を遵守し、患者様・利用者様の個人情報の取扱いには十分に注意をして参ります。個人情報の提供は、下記利用目的の範囲内で必要最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。

◇ 個人情報の利用目的

- ・訪問看護を提供するにあたって、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に必要な場合に使用します。
- ・訪問看護を提供するにあたって、主治医より訪問看護指示を受ける場合に使用します。
- ・訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の作成および提供時に使用します。
- ・病状の急変等の緊急時に主治医に連絡し指示を受ける場合に使用します。

◆ 虐待の防止について

◇当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する担当者ならびに責任者を選定しています。

虐待防止に関する担当者・責任者	管理者・医師 濱崎圭三
-----------------	-------------

- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・苦情解決体制を整備しています。
- ・虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催しています。
- ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ・虐待の防止のための指針を整備しています。

虐待に関する相談窓口	(当事業所の窓口) (089) 911-6333 受付時間(平日) 午前9時～午後5時00分
	西予市 長寿介護課 連絡先 (0894) 62-6406 受付時間(平日) 午前8時30分～午後5時15分
	連絡先 (089) 948-6469
	受付時間(平日) 午前8時30分～午後5時15分

◆ 身体拘束について

◇ 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

◆ 利用料金のご案内

（介護予防）訪問看護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスが法定代理受領サービスである場合は、その自己負担割合分を利用者からいただきます。

種別	利用料金
訪問看護費	※（ ）内は介護予防訪問看護の場合 【看護20分未満】・・・266単位（256単位） 【看護30分未満】・・・399単位（382単位） 【看護30分以上60分未満】・・・574単位（553単位） 【看護1時間以上1時間30分未満】・・・844単位（814単位） ※准看護師による訪問の場合、上記の90％に相当する単位数となります。
各種加算	【緊急時の訪問看護を希望される場合】※1 ① 緊急時訪問看護加算・・・315単位／1月につき加算 【夜間・早朝・深夜に訪問の場合】 夜間18：00－22：00・・・訪問看護費の25％加算 早朝 6：00－ 8：00・・・訪問看護費の25％加算 深夜22：00－ 6：00・・・訪問看護費の50％加算 【初めて訪問した場合】 初回加算（Ⅰ）初回が退院・退所日の場合・・・350単位/月 初回加算（Ⅱ）初回が退院・退所の翌日以降の場合・・・300単位/月 【特別な管理が必要な場合】※2 特別管理加算Ⅰ・・・500単位／1月につき加算 特別管理加算Ⅱ・・・250単位／1月につき加算 【特別管理加算の対象者に長時間看護が必要な場合】 長時間訪問看護加算・・・1時間30分を超える看護につき300単位の加算 【同時に複数の看護師等によって訪問看護を行った場合】 複数名訪問加算（Ⅰ）…（30分未満）254単位／（30分以上）402単位 【看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行った場合】 複数名訪問加算（Ⅱ）…（30分未満）201単位／（30分以上）317単位 【ターミナルケアを行った場合】（介護予防訪問看護にはありません） ターミナルケア加算・・・2,500単位 【保険外差額（実費）】 永眠処置料・・・16,500円

※1 ①を選択する場合はあらかじめの契約が必要ですので、別紙契約書への署名をお願いします。

※2 対象は、在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている場合、又は気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している場合

※3 対象は、在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・又は在宅肺高血圧症患者管理指導を受けている場合、人工肛門・人工膀胱を設置されている場合、真皮を越える褥瘡の状態の場合、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる場合

※4 口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養

(介護予防) 訪問看護サービス利用のご契約書 ならびに個人情報使用の同意書

（介護予防）訪問看護サービスについて上記の通り、重要事項・サービス内容の説明ならびに個人情報使用に関する説明を受けましたので、契約書を締結致します。また、この契約成立を証するため本証2通を作成し、甲乙各署名押印して1通ずつを保有します。

令和 年 月 日

甲 利用者（または代理人） 住所

氏名

【代理人を選定する場合、別途「委任状」が必要となります。

【代理人が委任を受けた範囲内で行う行為の効果は、利用者本人に帰属します。】

(利用者の身体状況等により、署名不可能な場合)

署名代筆者 住所

氏名

(利用者との関係：)

利用者家族代表等 ご家族住所

ご家族氏名

乙 事業者 所在地 西予市明浜町俵津3番耕地228番地

事業者名 医療法人 ゆうの森 (印)

名 称 たんぽぽ俵津診療所

代表者名 理事長 永井 康德

- この契約の有効期間は、契約締結日から1年間と致します。
- 利用者からの解約のお申し出のない場合は、契約期間は自動更新されるものとしますが、利用者はいつでも解約できるものとします。

【任意契約】

緊急時訪問看護加算（Ⅱ）を一部負担（315単位）し、緊急時対応を契約いたします。

ご利用者名